

青森県中華人民共和国向け輸出活水産物に関する取扱方針

令和2年7月20日

第1 趣旨

我が国から中華人民共和国（香港及びマカオを除く。本取扱方針において「中国」という。）に食用として輸出される活水産物の証明書の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続き等に関し、「中華人民共和国向け輸出活水産物の取扱要綱」（農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に係る手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙CN-S2。以下「取扱要綱」という。）に基づき定めるものである。

第2 用語の定義

この方針において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各項に定めるところによる。

1 中国向け輸出活水産物

我が国から中国に輸出される食用の活きている水産物（ただし、観賞魚及びえさ用水産物を除く）。

2 輸出者

中国向け輸出活水産物を輸出しようとする者

3 証明書

中国向け輸出活水産物のための輸出証明書

4 加工流通課

水産庁漁政部加工流通課

5 畜水産安全管理課

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

6 証明書発行機関

青森県農林水産部水産局水産振興課（以下「水産振興課」という。）

7 検査機関

水産振興課が、取扱要綱により認定した機関。水産振興課が認定した機関は、青森県のホームページで公表する。

第3 本手続きの対象となる水産物

青森県が証明書発行手続きを行う水産物は、中国向け輸出活水産物であって青森県沖合海域で漁獲されかつ水揚げ地が青森県内であるもの、または青森県内の内水面で漁獲されたもの及び青森県内で養殖されたものとする。

第4 輸出手続きの概要

輸出者は、第5の1項に掲げる書類を添付し、証明書発行機関宛に証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は、当該申請が第5の2項の証明書発行要件に適合する場合は、輸出者に対して証明書を発行する。

第5 証明書の発行手続き

1 証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸出ごとに、別紙様式1（日本語及び英語）及び別紙様式3（Iに英語で記入）に次の書類を添付して、証明書発行機関長宛申請を行

う。

- (1) 別紙様式1の記載内容が確認できる書類（インボイスの写し、パッキングリストの写し、販売証明書等）
- (2) 取扱要綱別添2の2に掲げる検査基準を満たしていることを確認できる検査結果の写し（検査頻度は、水揚げした漁業協同組合毎に初回輸出時及びその後原則1年間に1回以上）
- (3) 検査機関又は取扱要綱別添3に示す運用に基づく品質確認者が実施した目視検査実施報告書（別紙様式5）
- (4) 水揚証明書（別紙様式6）

なお、コンテナ番号及びシール番号については、申請時までには判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、証明書発行日までには、証明書発行機関あてに別紙様式2により届け出ること。

また、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は別紙様式4により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行しない。

2 証明書の発行要件

証明書発行機関は、中国向け輸出活水産物が次に掲げる要件すべてを満たすときは、申請者に対し、証明書の発行を行う。

- (1) 検査機関が取扱要綱別添2の1に従い、目視検査を行い、目視検査基準を満たしているものであること。ただし、取扱要綱別添3に示す運用に基づく手続きを実施している場合、別紙様式5を提出することにより、検査機関による輸出の都度の目視検査を省略することができる。
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること。
- (3) 別紙様式1と添付書類の記載内容が合致していること。
- (4) 第5の1項の(2)に示す検査結果が取扱要綱別添2の2に掲げる検査結果を満たしていること。
- (5) 中国政府が輸入を認めている品目であること。
- (6) 養殖で生産された場合には、次に掲げる養殖場において生産されていること。
 - ① 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条に基づき免許を受けた養殖場又は内水面漁業の振興に関する法律に基づき指定養殖業の許可を受け、若しくは届出養殖業の届出を行った養殖場。
 - ② 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に則して特定疾病等に感染した場合の報告及びまん延防止措置を適切に講じると認められる養殖場。

3 証明書の発行

証明書発行機関は、第5の2項に適合すると判断した場合は、輸出者から提出のあった別紙様式3の証明書に必要事項を英語で記入の上、担当者が署名し、登録印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを3年間保存する。

4 目視検査の強化

取扱要綱別添3に示す運用に基づく手続きを実施している場合に、中国政府から同国内の動物衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生した際は、証明書発行機関は、検査機関による輸出の都度の目視検査により、取扱要綱別添2に掲げる目視検査基準を満たしていることを確認するものとする。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、検査機関を通じて畜水産安全管理

課及び加工流通課宛に報告し、問題点が改善されたと判断された場合にあっては、畜水産安全管理課及び加工流通課の指示により、目視検査の強化を解除することができる。

5 衛生管理等の確認

証明書発行機関は、輸出者に対し、中国向け輸出活水産物の衛生管理が適切に行われていること、別紙様式1の2の(7)の要件を満たしていること等について、必要に応じ、現地確認を行うものとする。

また、中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、中国向け輸出活水産物に問題が発生した場合、加工流通課は必要に応じ、証明書発行機関等に調査協力を求めるとともに、養殖場の調査、輸出者への指導等を行う。輸出者は、中国向け輸出活水産物の輸送、保管等について責任を負うものとし、加工流通課及び証明書発行機関等の調査等に対して協力するものとする。

6 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、加工流通課及び畜水産安全管理課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

- (1) 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- (3) その他相当の理由があると認められる場合

第6 その他

1 輸出者による自主的な管理

輸出者は中国の規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、中国向け輸出活水産物に関する自主的な管理に努めるものとする。

2 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、申請書類の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して第5の1項に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、中国向け輸出活水産物が第5の2項の要件を満たすかどうかについて調査するものとする。

3 申請先

青森県農林水産部水産局水産振興課企画・普及グループ
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-734-9592 FAX 017-734-8166